

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理審議会（以下、審議会という。）の運営に関し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。）並びに越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例（平成29年条例第9号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長代理)

第2条 審議会に会長及び会長代理を1人置く。

2 会長代理は、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の出欠及び退席)

第3条 委員は会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、開会時刻までにその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(流会及び休憩)

第4条 開会時刻後、相当の時間が経過しても、出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩又は流会を宣告する。

(会議での発言)

第5条 会議における発言は、会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

(市職員等の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、市職員及び吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務受託者を会議に出席させ、議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 審議会の会議の公開及び会議録の作成は、吉川市市民参画条例施行規則に定めるところによる。

2 会議の公開の方法は、別に定める傍聴要領によるものとする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、都市整備部吉川美南駅周辺地域整備課が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。